

福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度（ネーミングライツ）について次のとおり募集します。

2025年（令和7年）6月2日

福山市長 枝広 直幹

1 募集の趣旨

福山市では、企業等の地域貢献の促進と新たな財源を確保するとともに、本市が保有する公共施設に市民に親しまれる呼称を命名するため、ネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設の概要

(1) 対象施設及び所在地

「2025年度（令和7年度）福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度募集要項（ネーミングライツ）」を確認してください。

(2) 施設の概要

「2025年度（令和7年度）福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度募集要項（ネーミングライツ）」を確認してください。

3 募集要件

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす法人に限ります。

ア 福山市広告掲載基準第2条第1項に規定する業種及び事業者でないこと。

イ 本市の指名除外措置若しくは指名保留措置又は国等が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 本市に納付すべき市税及び国税等を滞納していない者であること。

オ 提案内容を実施するに当たり、必要な許可、認可を有するなど、必要な履行能力を有する者であること。

カ 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者であること。

(2) 提案内容

「施設提示型ネーミングライツ」については、「募集要項別紙1 施設提示型対象施設一覧」に定める条件を満たすものとします

「自由提案型ネーミングライツ」については、本市の保有する公共施設に対するものであり、本市に新たな財政負担を生じさせないことを前提とします。

4 提案前の対話及び現地見学について

(1) 提案前の対話について

施設の状況や利活用に関する条件、法令等の制限、市の方針・施策等との整合性等を

確認し、より実現性の高い提案としていただくため、提案前に施設（事業）所管課との対話を必ず行っていただくこととしています。

- ・提出書類 「様式1 提案前の対話申込書」
 - ・提出方法 事務局（資産活用課）のメールアドレスへ提出してください。
メールアドレス：sisankatuyou@city.fukuyama.hiroshima.jp
 - ・受付期間 2025年（令和7年）6月9日～9月25日
 - ・対話期間 2025年（令和7年）6月11日～9月29日
- ※ 対話希望日は、原則として対話申込日より3開庁日以降としてください。

(2) 現地見学について

施設の現況や周辺の環境等について実際に確認するため、現地見学をしていただくことが可能です。希望される場合は、以下の連絡先まで必ず事前に連絡してください。施設所管課と調整の上、見学日を決定します。

- ・申込方法 事務局（資産活用課）まで電話にてお問合せ願います。
電話番号：084-928-1249（直通）
- ・受付期間 2025年（令和7年）6月9日～9月25日

5 応募手続

(1) 申込書の受付

ア 方法

持参又は配達証明付書留郵便により提出してください。

イ 期間

2025年（令和7年）7月1日～9月30日

※ 持参の場合、受付時間は開庁日の9時から17時までとします。

※ 郵送の場合、提出期間最終日の17時までに必着とします。

ウ 申込書の提出先

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局財政部資産活用課（福山市役所本庁舎5階）

電話番号 084-928-1249（直通）

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりです。なお、提出された書類は、理由の有無にかかわらず、一切返却しません。

	提出書類	概要	部数
①	提案書兼誓約書	様式2	1
②	提案内容補足資料	提出任意 ※ A4用紙10ページ以内	1
③	法人登記事項証明書	現在事項全部証明書（写し可） ※ 提案日前3か月以内に発行されたもの	1
④	財務諸表	直近3か年に作成された貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の写し ※ 社会福祉法人等の場合は、上記に準じる書類を添付すること	1
⑤	役員等一覧	様式3	1
⑥	市税納税証明書	福山市税の完納証明書（写し可）。	1

		※ 提案日前3か月以内に発行されたもの ※ 本市に納税義務が無い者は「様式4 申立書」及び印鑑証明書（写し可、提案日前3か月以内に発行されたもの）を提出すること	
⑦	その他納税証明書	国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納税額のないことの証明書（写し可） ※ 提案日前3か月以内に発行されたもの	1

6 選定方法

(1) 一次審査について

施設（事業）所管課が、応募資格を満たしているかなどの形式審査及び提案内容に関する書類審査を行い、意見書を作成します。意見書の作成は、(3)に定める審査基準に準じて行います。

なお、一次審査において、7(1)に掲げる失格事項に該当することが判明した場合、二次審査は行いません。

(2) 二次審査について

審査委員会において、施設（事業）所管課が作成した意見書を踏まえ、(3)に定める審査基準に基づき採点を行い、審査委員の得点を平均した点数が最も高い提案を選抜します。

最高得点者が複数となった場合は、審査項目のうち「ネーミングライツの対価」の得点が高いものを上位とし、当該得点も同じである場合は、審査委員会における協議で決定します。

審査の結果は、提案者に対して文書又は電子メールで通知します。なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。

また、提案件数及び採択件数のほか、選抜された提案について、提案者名、提案概要等について公表します。

(3) 提案内容に関する審査基準について

審査項目	主な視点	配点
提案企業の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤が安定しているか ・財務状況が健全であるか 	10点
呼称の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が親しみやすく、呼びやすい呼称となっているか ・施設の目的やイメージに合致しており、公序良俗に反したものでないか 	30点
ネーミングライツの対価	<p>(施設提示型ネーミングライツの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より高額な価格提示であるか <p>(自由提案型ネーミングライツの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されたネーミングライツの対価が、同種の施設における他の類似事例等と比較して妥当なものであるか ・金銭を対価とする提案の場合、より高額な価格提示であるか ・金銭以外を対価とする提案の場合、提案内容が、住民サービスの向上に繋がるなど、ネーミングライツの対価として妥当なものか 	60点

※ 審査委員の得点を平均した結果、いずれか1項目でも0点となる場合又は「ネーミングライツの対価」を除く審査項目の合計が30点未満となる場合は、当該提案を選抜しません。

7 その他

(1) 失格事項について

次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 事業実施契約締結までの間に、3(1)に定める応募資格を満たさなくなった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 「2025年度(令和7年度)福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度募集要項(ネーミングライツ)」に定める手続を遵守しない場合
- オ 事務局及び施設(事業)所管課に協力しない場合
- カ 提案の取下げ(辞退)があった場合(様式5 辞退届の提出が必要です。)

(2) 法令等の遵守について

提案に当たっては、事前に関係法令・条例等に適合していることを確認してください。事業実施時において法令等に適合していることに関する責任は、提案者に帰属することとします。

(3) 詳細について

詳細は、「2025年度(令和7年度)福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度募集要項(ネーミングライツ)」に定めるところによります。